

## 『国際人権』35号公募論文の取扱いについての経緯とお詫び

国際人権法学会会員および本学会の活動に関心を寄せて下さっている方々に、『国際人権』35号公募論文の取扱いの経緯を説明し、それに関してお詫びをさせて頂きたく、この文書を作成いたしました。

国際人権法学会は、国際人権法学の発展のための取り組みの一環として、公募論文制度を導入し、2009年に『国際人権』公募論文規程及び『国際人権』公募論文審査規程を定め、その運営を行って参りました。本学会では委員会制度を採用しており、公募論文制度については、編集委員会が運営を担当してきました。公募論文審査規程にありますように、レフェリーの選任から査読結果の報告等、そして『国際人権』への掲載については、編集委員会の長たる編集主任が責任を持って行い、それを編集副主任が補佐する体制を取って参りました。

国際人権法学会の現在の運営は第12期理事会（任期：2021年11月から2024年11月まで）が担っていますが、第12期理事長に互選された私が、学会会則第12条に基づいて、2021年11月に理事のひとりを編集主任として指名し、同理事に編集委員会の組織を依頼し、その結果、別の理事が編集副主任に就任し、編集委員会の業務は、これまで正副両主任を中心に遂行されてきました。

本年度に関しましては、学会HPに「《公募論文》2024年3月31日締切（厳守）『国際人権』公募論文の募集」の公示を行い、応募論文を受け付けました。ところが、その後、公募論文規程に基づく事務担当者を取り巻く労働環境の変化や健康状態の悪化等により、レフェリー候補者に対する査読依頼文の送信自体が、現在に至るまでされないままであったことが判明いたしました。

改めて述べるまでもなく、今日学界において査読論文の価値は極めて重要なものとなり、その有無や数が就職や昇任などにカウントされる重要なファクターとなっていることを考えますと、円滑に査読プロセスを進行させることができず、『国際人権』35号における掲載の可否を決定するに至らなかったことは、誠に遺憾で申し訳なく存じます。また、本学会が公募論文の応募を学会HPで広く国際人権法の研究者に対して呼びかけていることを踏まえますと、今回の一件は本学会の社会的信用の失墜を招く失態であり、学会業務を統括すべき役割を託された理事長として、その役割を十分に果たすことができなかつたことにつきましてまことに申し訳なく、お詫びを申し上げる次第です。公募論文に応募され投稿された方には、本件によって被る不利益が最小限度となるように措置を講じることとし、現在、本件に関する事情をご説明した上で、ご希望に応じてできる限りの善処をするべく、ご要望をお聞きしているところです。

本学会としましては、本年11月に新たに発足する第13期理事会の下で、失った社会的信用を少しでも回復することができるように、再発防止のための方途について真摯に検討していきたいと考えております。

2024年11月14日

国際人権法学会第12期理事長

山元 一

『国際人権』35号の投稿論文に関する理事長声明（再発防止の方向性）

2025年3月31日

国際人権法学会 理事長

小畑 郁

今回の事態（[詳細についてはこちらをご覧ください](#)）は、応募者の皆様に多大なる損害を与える学会としてあってはならない事態でした。今一度、国際人権法学会を代表して応募者の皆様にお詫び申し上げると同時に、このような事態を二度と繰り返さないという決意を、現理事長として再度表明し、今後の理事会に引き継いでいきたいと考えています。

今回の事態については、さまざまな要因があるとしても、投稿論文の審査に関わる関連規程が遵守されなかったというところに本質があり、まずはこの業務に関わる関係者が投稿論文制度の重要性に鑑みて、規程にしたがった適正な作業を行う責任を自覚すべきだったと考えます。他方で、これらの人々が負う責任の重さと膨大な作業量について、周辺にいる委員や学会役員が十分理解し、適切な形で配慮すべきだったと思われまます。

今後、こうした反省を理事会・各委員会で共有していくことをすすめ、文字通りこうした事態を「二度と繰り返さない」ことをさらに徹底していくことをあらためて決意し、ここにその決意を表明いたします。